



長野県報

3月6日(月)
平成29年
(2017年)
第2855号

目次

告示

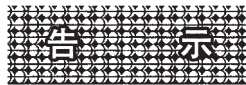
- 生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) 2
- 理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛生課) 3
- 自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課) 3
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 3
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課) 3
- 県営林部分林要綱の一部改正(森林づくり推進課) 4
- 県営林の管理等に関する要綱の一部改正(森林づくり推進課) 4
- 平成16年長野県告示第102号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限)の一部改正(建築住宅課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 4
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課) 5
- 土地区画整理事業の換地処分(2件)(都市・まちづくり課) 7
- 土地改良区役員のが就退任の届出(農地整備課) 8
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 8

訓令

- 県営林の管理等に関する規程の一部改正(森林づくり推進課) 9



長野県告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援	社会福祉法人法延会	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1710番地1	ケアサポートせいざん	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1710番地1	平成28年11月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤 松本薬局	長野県松本市大字島立2100番地3	平成28年11月1日

訪問介護、介護予防訪問介護	合同会社ら・ら・ら	長野県諏訪郡下諏訪町東赤砂4704-10	訪問介護ら・ら・ら24	長野県諏訪郡下諏訪町東赤砂4704-10	平成28年12月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医療法人和合の里	長野県松本市宮田24-1	医療法人和合の里小川歯科クリニック	長野県松本市宮田24-1	平成28年6月1日
居宅介護支援	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県名古屋市中区葵3-25-23	介護支援センターグレイスフル木曾	長野県木曾郡木曾町福島2781	平成28年10月1日

地域福祉課

長野県告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問看護、介護予防訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	佐久総合病院訪問看護ステーション	長野県佐久市臼田197番地	佐久総合病院訪問看護ステーション	訪問看護ステーションうすだ	平成28年11月1日
居宅介護支援	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県名古屋市中区葵3-25-23	介護支援センターグレイスフル木曾	長野県木曾郡木曾町日義2752-1	長野県木曾郡木曾町日義2752-1	長野県木曾郡木曾町福島2781	平成28年12月1日

地域福祉課

長野県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問看護、介護予防訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションあさしな	長野県佐久市塩名田570番地1	平成28年10月31日
訪問看護、介護予防訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションのざわ	長野県佐久市原71番地5	平成28年10月31日
訪問看護、介護予防訪問看護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションひらね	長野県佐久市上平尾1015番地2	平成28年10月31日

地域福祉課

長野県告示第102号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
理事長 上原至雅
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習会の開催日
平成29年7月18日（火）～7月25日（火）
- 3 講習会場の名称及び所在地
長野県バスターミナル会館
長野市中御所岡田178-2
- 4 受講料
1万8,000円

食品・生活衛生課

長野県告示第103号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所及び長野県諏訪地方事務所並びに南牧村役場及び茅野市役所において縦覧に供します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名 称	事 業 地 の 位 置
夏沢峠宿舎	[区域] 南牧村大字海尻及び茅野市豊平

自然保護課

長野県告示第104号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信更町三水字村漆788の3、789の3、790の3、791の2、794の1、797、798、813の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第105号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢9018の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第106号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木曾町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第107号

県有林部分林要綱（昭和36年長野県告示第540号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

第3第1項中「第2号第1項」を「第2第1項」に、「行なう」を「行う」に改め、同第3第2項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

森林づくり推進課

長野県告示第108号

県営林の管理等に関する要綱（昭和50年長野県告示第224号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

第5を次のように改める。

（書類の経由）

第5 この要綱により課長に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由するものとする。

森林づくり推進課

長野県告示第109号

平成16年長野県告示第102号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部を次のように改正します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

表の伊那都市計画区域のうち南箕輪村の区域内の用途地域の指定のない区域の項中「436ha」を「484ha」に改める。

建築住宅課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成29年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人KIDS'愛
- 3 代表者の氏名
大森 けい子
- 4 主たる事務所の所在地
小諸市丙751番地2
- 5 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、子供たちや子育てにかかわる人達に対して、子育ての相談を受けたり、子供を預かるなど子育て支援を行う。さらに、一般の人達に対しても、子育てにかかわる講演会や体験学習の場を設けて社会教育の推進を図り、男女共同参画社会の中で地域社会との交流を深め、お互いに支え合うことの大切さと喜びを感じられるような事業を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

(変更後)

この法人は、全ての子ども達や子育てにかかわる人達に対して、子育ての相談を受けたり、子どもを預かる等子育て支援を行う。特に、昨今さまざまな要因により、発達に障害がみられる子どもが増加する中「どの子ども幸せに」の理念の下、あらゆる子どもおよびその保護者への支援を行うとともに、子育てを社会全体の責任において行えるよう理解を深める為の講演会や体験学習の場を設ける。これにより、男女共同参画社会の中で、交流を深め互いに支え合うことの大切さと喜びを感じられる事業を推進し、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働課